

令和8年度 環境性能優良トラックの導入に関する補助事業実施要領
(天然ガス・ハイブリッド・電気・燃料電池トラック)

東ト協業交発第31号
令和8年5月7日
一般社団法人東京都トラック協会

1. 交付要綱

環境性能優良トラックの導入に関する補助金交付要綱(令和8年5月7日付け東ト協業交第30号)のとおり。

2. 予 算

6,000千円(東ト協分のみ)

3. 補助対象車両

本年度、東ト協会員事業者が使用する車両総重量2.5t超の事業用環境性能優良トラックの「新規登録車」、「東京都内」を使用の本拠の位置とする以下に掲げる車種。

- (1) 天然ガス(CNG・LNG)トラック
- (2) ハイブリッド(HV)トラック
- (3) 電気(EV)トラック
- (4) 燃料電池(FC)トラック

※車両の登録は、令和8年4月1日から令和9年3月12日までのものとする。

※(3)及び(4)については、車両の使用者が、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者(資本金3億円以下または従業員数300人以下)に限る。

4. 補助予定台数

- ・(3)の東ト協補助分については、1社20台まで

※(1)～(4)の全ト協補助分については、全ト協予算の範囲内

5. 補助金額

別表「環境性能優良トラック導入補助金 交付額」のとおり。

6. 申請受付期間

事前申請：令和8年5月15日から令和9年1月29日まで(必着)

事後申請：令和8年5月15日から令和8年7月31日まで(必着)

※原則として申請は事前申請とする。事後申請は、令和8年4月1日～令和8年6月30日登録分に限る。

※但し、申請受付期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で受付を終了する。

7. 申請手続き

- (1) 申請書類

- ①環境対応車導入促進助成金交付申請書（様式1）
- ②見積書（写）（型式が明記されているもの）

（2）実績報告

提出期限 令和9年3月19日必着

1）買取りの場合

①実績報告書（様式3の①）

②自動車検査証記録事項（写）

※令和5年1月4日以降の登録から、自動車検査証の電子化に伴い、検査証閲覧アプリにより、ICタグに記録された情報の『自動車検査証記録事項』を出力（印刷）のうえ、添付（提出）すること。

③請求書（写）（登録番号・型式が明記されているもの）

④領収書（写）

※収入印紙付き領収書が入手できない場合は、支払者が申請者と、振込先が請求者と、それぞれ同一であることが確認できる、銀行振込明細書やインターネットバンキング決済完了画面などの写しを提出すること。

⑤電気トラック・燃料電池トラックの場合

車両の使用者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し、または、事業完了日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し

2）リースの場合

①実績報告書（様式3の②または様式3の③）

②自動車検査証記録事項（写）

※令和5年1月4日以降の登録から、自動車検査証の電子化に伴い、検査証閲覧アプリにより、ICタグに記録された情報の『自動車検査証記録事項』を出力（印刷）のうえ、添付（提出）すること。

③リース契約書（写）（登録番号・型式が明記されているもの）

※リース契約書に登録番号・型式が明記されていない場合、引渡書（写）、借受書（写）または、それに相当するものを添付（提出）すること。

④電気トラック・燃料電池トラックの場合

車両の使用者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し、または、事業完了日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し

8. 導入上の要件

（1）補助対象要件

以下の①～③の要件を全て満たす場合に限り、本補助事業の対象とする。

- ①「自動車検査証記録事項」の燃料欄に「CNG」、「LNG」、「電気」若しくは「燃料電池自動車」と明記されている、または、備考欄に「ハイブリッド車」と明記されていること。
- ②車両の導入方法が買取り、またはリース（手形、割賦、レンタル、中古は対象外）であること。

③令和8年4月1日から令和9年3月12日までの期間内に導入し、支払いが完了して、令和9年3月19日までに実績報告ができること。

10. その他

- (1) 地方公共団体等による補助があるときは、その額に応じて本補助金額を減額することがある。
- (2) 補助金受領後、退会若しくは一定期間の間（別表「財産処分制限期間」参照）に導入した環境性能優良トラックを処分（転売等）する場合は、東ト協にその内容を報告しなければならない。
- (3) 本補助制度において、要綱で定める事項に違反若しくは、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受け、返還を命じられた事業者については、原則として、当分の間、全日本トラック協会または東京都トラック協会が行う補助事業すべてに係る申請の受付、交付決定を行わないものとする。

11. 適用期日

本要領は、令和8年度事業に適用する。